

令和3年3月17日

四国森林管理局が発注する森林土木工事の発注・入札の円滑化対策について

四国森林管理局では、森林土木工事の発注・入札の円滑化対策として、森林土木工事の早期発注・着工に取り組み、令和2年度末までの特例措置を講じてきましたが、人手不足や災害復旧工事など事業量の増加による入札不調等が続いていることから、以下のとおり、令和3年4月以降からは、四国森林管理局発注工事（森林土木）の入札不調等に係る措置を講ずることとしましたので、お知らせします。

項目	現行	特例措置	条件等
1. B等級工事における資格等級の緩和	A・B・C等級の者 (四国全域)	A・B・C・D(1,000点以上)等級の者 (四国全域)	当面の間に拡大
2. 配置予定技術者の雇用関係の緩和	申請日以前3ヶ月以上の雇用実績があること	申請日以前に恒常的な雇用関係を証明できること(期間を問わない)	災害に係る災害復旧工事に限る
3. 主任技術者の専任(兼務要件)	一体性、連続性が認められる工事又は相互調整を要する工事、かつ、工事現場の間隔が10Km程度 原則2件程度	一体性、連続性が認められる工事又は相互調整を要する工事、かつ、工事現場が同一市町村又は隣接市町村 原則3件まで	当面の間に拡大
4. 現場代理人の常駐義務(兼任要件)	常に連絡が取れることを前提に、 ①同一市町村(旧)内 ②工事件数2件まで	常に連絡が取れることを前提に、主任技術者の兼務要件と同等に扱う	当面の間に拡大

※ 上記3の配置予定技術者について

競争参加資格確認資料の様式3「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」の注5にある(3ヶ月以上)については、特例措置に該当する工事においては、(資料受付日以前)に読み替える。

○企業及び配置予定技術者の同種工事の実績の緩和(恒久的措置)

企業及び配置予定技術者の「同種工事の実績」の緩和として、同種工事の実績設定は以下に示す同種工事を施工した実績を有することとする。

- ・治山事業の溪間工事又は山腹工事
- ・治山事業の地すべり防止工事
- ・林道等の開設、改良又は災害復旧工事